

[事案 2020-180] 死亡保険金支払請求

・令和3年2月18日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者の死亡原因は自殺ではなく事故であったとして、死亡保険金と災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が死亡したため、平成31年1月に契約した定期保険にもとづき、死亡保険金と災害死亡保険金を請求したところ、死因は自殺であるため、死亡保険金は約款の免責事由に該当し、災害死亡保険金は支払事由に該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下等の理由により、死亡保険金と災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者の転落死は、遺体の損傷状況と現場の状況からすると、崖下をのぞき込んで落ちたことによる事故死で、自殺ではない。
- (2)被保険者は、転落した際、自由な意思決定ができる状態になく、自殺には該当しない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)検案医による検案は自殺で、警察も事件性を否定しており、現場の状況からも事故死と見るのは不自然で、被保険者の死因は自殺であった。
- (2)被保険者には精神疾患による通院歴はなく、自殺の意思決定能力に疑問が生じるエピソードや証拠は見当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の死亡に至るまでの経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の死因が事故であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。